交　A13―10	ＮＳ035 ＥＮＳ035	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　A13―11	NW075 ＥNW075	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　A13―12	ＮＷＳ032 ＥＮＷＳ032	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　A13―13	中津川サイクル ＮＫ―20	株式会社中央物産 岐阜県中津川市駒場1666―3437
交　A13―14	中津川サイクル ＮＫ―26	株式会社中央物産 岐阜県中津川市駒場1666―3437
交　A13―15	Galaxy Power ＣＥＳ26－１	株式会社永山 東京都台東区浅草橋２丁目２番６号
交　A13―16	Galaxy Power ＣＥＳ26	株式会社永山 東京都台東区浅草橋２丁目２番６号
交　A13―17	駆動補助機付自転車 ＴＤＧ―502Ｚ	株式会社ブリスク 東京都港区南青山２丁目２番15号ウィン青山1302

○国家公安委員会告示第五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十五年二月六日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十七日　　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K13―１	クラモトシニアカー ＦR168―４Ｓ２ｂＪ	株式会社クラモト 東京都練馬区豊玉北１―14―２

官　庁　報　告

労　　働

最低工賃の改正決定に関する公示

青森労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃（平成22年青森労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 25 年２月 27 日　　青森労働局長　藤井　伸章

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　青森県の区域内で男子既製服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目		工程	規格	金額
男子既製服	背広上衣	上襟付けまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（30センチメートル）につき　37円
		下襟からげまつり		１枚（10センチメートル）につき　30円
		肩裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚(17センチメートル×２)につき　30円
		そで付け裏まつり		１枚(60センチメートル×２)につき　124円
		身返し奥星入れ	針目が３センチメートル間隔に４針以上	１枚(70センチメートル×２)につき　85円
		身返し７ミリメートル星入れ		１枚(45センチメートル×２)につき　50円
		背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	１枚につき　12円
		ベントまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１か所（10センチメートル）につき　14円
		ベント止め	２本糸を×印のしつけ止め	１か所につき　７円
		背すそまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚(20センチメートル×２)につき　53円
		ボタン付け	中ボタン（４つ穴)、根巻き４回以上	１個につき　12円
		前裏すそまつり	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１枚(30センチメートル×２)につき　47円
		わき裏まつり		１枚(55センチメートル×２)につき　47円
		肩パット付け		１組につき　30円
		糸始末（糸くず取りを含む。以下同じ）		１枚につき　30円
	ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所	１本につき　34円
		腰裏後端まつり	針目が３センチメートル間隔に10針以上	１本につき　10円